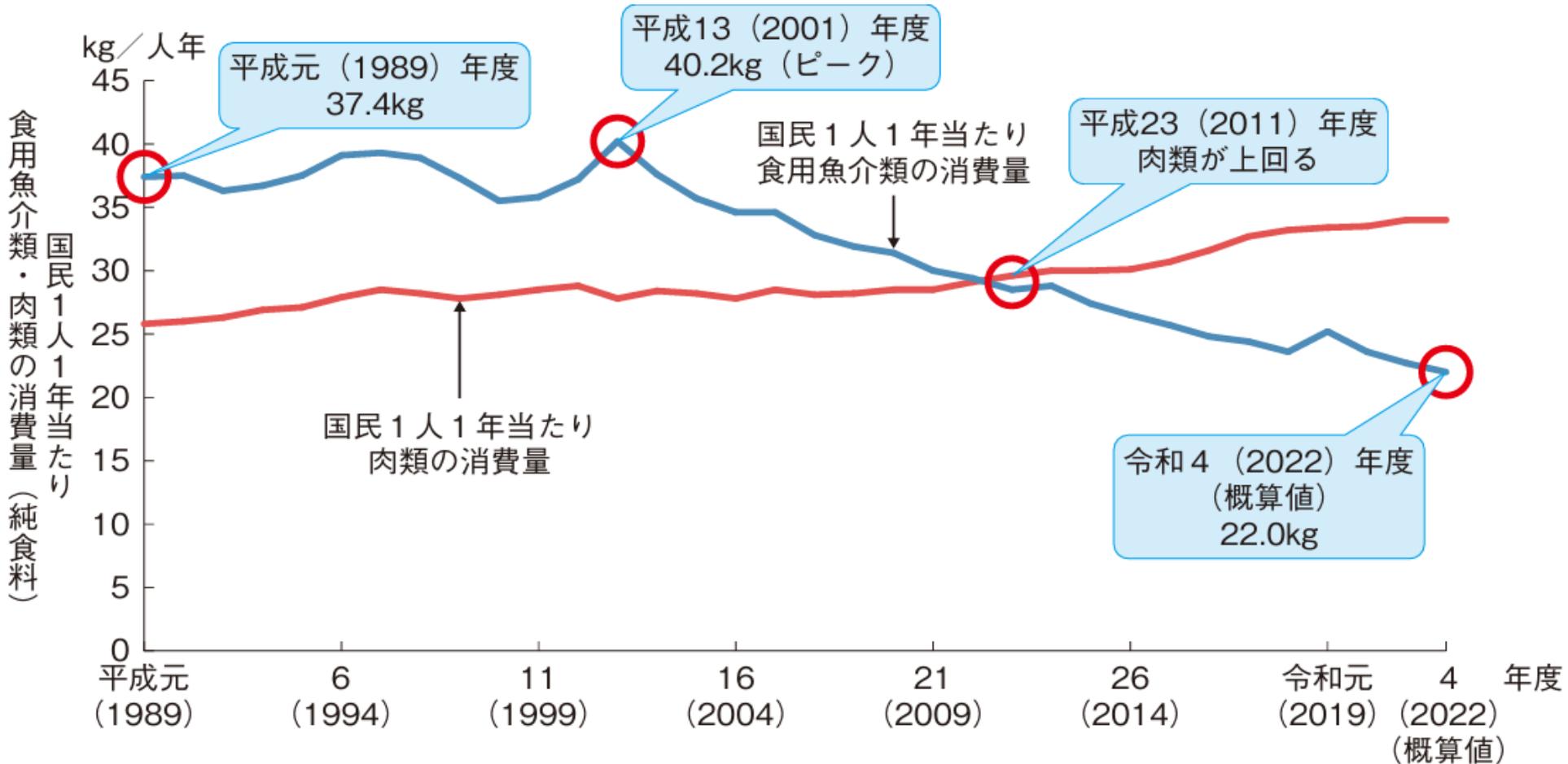


アニマルウェルフェアと消費者の関りについて

一般財団法人 消費科学センター
池戸 重信

令和6年[2024年]12月13日

魚介類と肉類の国民1人1日当たりの摂取量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

水産庁「令和5年度水産白書」より

改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日公布) と消費者の位置づけ

(消費者の役割)

第14条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(食料消費に関する施策の充実)

第18条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の製造過程の管理の高度化その他の食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

食育基本法(平成17年6月10日)

基本理念(第2~8条)

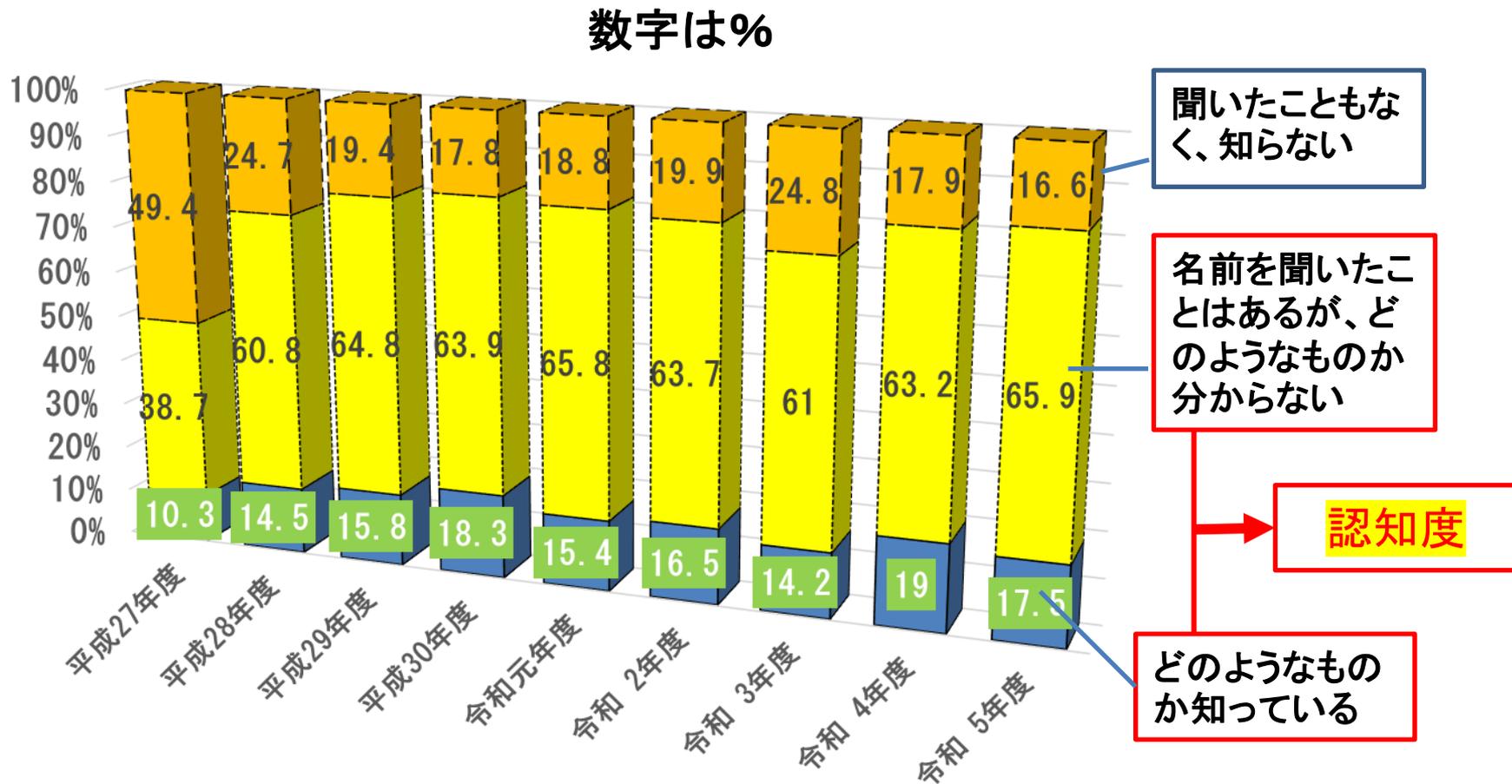
7項目

- ◎国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(第2条)
- ◎食に関する感謝の念と理解(第3条)
- ◎食育推進運動の展開(第4条)
- ◎子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割(第5条)
- ◎食に関する体験活動と食育推進活動の実践(第6条)
- ◎伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献(第7条)
- ◎食品の安全性の確保等における食育の役割(第8条)

関係者の責務(第9～13条)

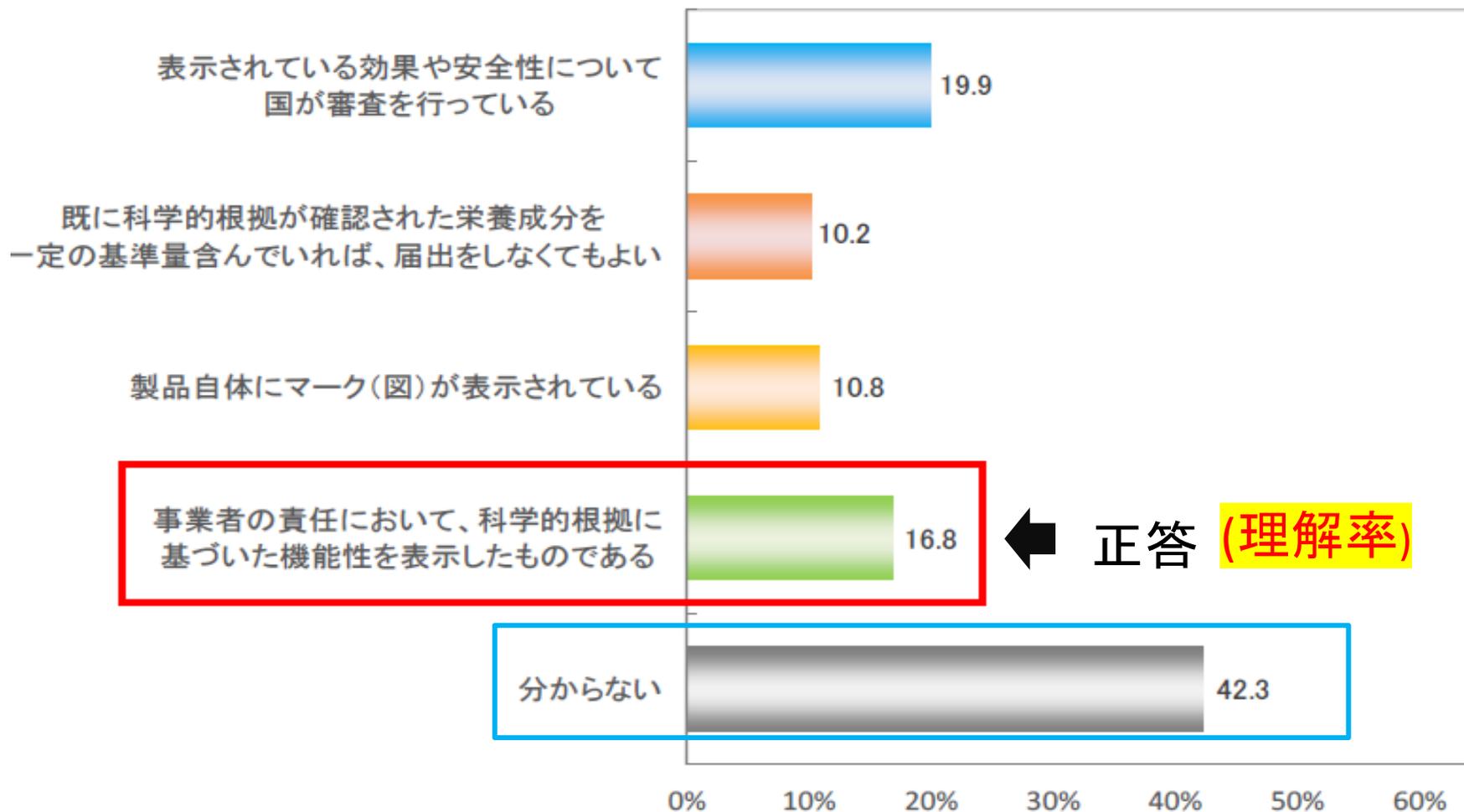
- ◎ 国の責務; 施策を総合的かつ計画的に策定・実施(第9条)
- ◎ 地方公共団体の責務; 国との連携を図りつつ区域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施(第10条)
- ◎ 教育関係者等及び農林漁業者等の責務;
 - ・教育関係者等は、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して積極的に食育を推進。他の食育推進活動に協力。
 - ・農林漁業者等は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供。教育関係者等と相互に連携(第11条)
- ◎ 食品関連事業者等の責務;
 - 事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育を推進。国、地方公共団体等の推進活動に協力(第12条)
- ◎ 国民の責務;
 - 家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努力(第13条)

「認知度」と「理解度」



機能的表示食品に対する消費者の認知度の推移

消費者庁「食品表示に関する消費者意向調査報告書」等[H27～R5年度]より集計



機能性表示食品に対する理解度(令和5年度)

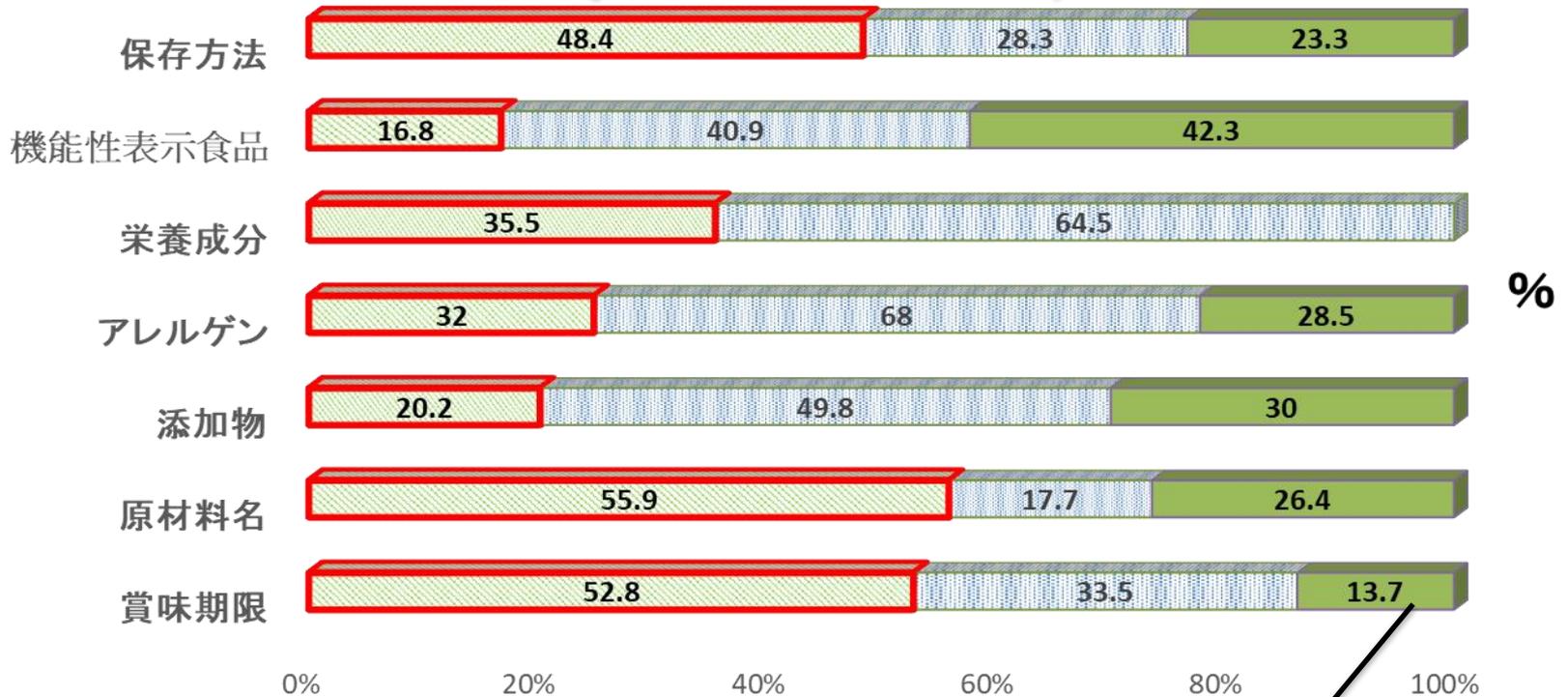
消費者庁「令和5年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」より

「認知度」×「参考にしている」=理解してもらう「目標値」として設定

食品表示に対する消費者の理解度

選択肢の中から正しい説明を選んだ人

選択肢の中から間違った説明を選んだ人



どの選択肢明を選んだらよいか分からなかった人

消費者庁「令和5年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」より